

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山鹿市は、国民健康保険に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山鹿市長

公表日

令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理事務、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及び療養費等の保険給付事務を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人数の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課、徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請や届出に関する事務 ②各種証発行に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④一部負担金の減免に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の賦課又は徴収に関する事務 ⑦特定健診等の保健事業に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	国民健康保険(資格・賦課)システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル、資格情報(個人・世帯)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象情報連携ファイル(市町村連携用)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第24項及び第44項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表第44項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表</p> <p>【情報照会の根拠】 :48、69、70、71の項</p> <p>【情報提供の根拠】 :2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 国保年金課、市民部 税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保護

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月26日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の状況を把握し、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及びレセプトの管理、療養費等の給付などの事業を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課・徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②証関係の発行 ③保険税の賦課決定や各種給付に係る所得区分判定に必要な情報の照会、確認 ④保険税賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の資格記録の管理 ⑥被保険者の給付実績の管理 ⑦督促状等の出力・発送 ⑧収滞納状況の照会 ⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑩資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の状況を把握し、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及びレセプトの管理、療養費等の給付などの事業を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課・徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②証関係の発行 ③保険税の賦課決定や各種給付に係る所得区分判定に必要な情報の照会、確認 ④保険税賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の資格記録の管理 ⑥被保険者の給付実績の管理 ⑦督促状等の出力・発送 ⑧収滞納状況の照会 ⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑩資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 	事前	
平成29年5月26日	I-2-特定個人情報ファイル名	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象情報連携ファイル(市町村連携用)	事前	
平成29年5月26日	II-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成29年5月26日 時点	事後	
平成29年5月26日	II-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成29年5月26日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	国保年金課長 佐藤 アキ 税務課長 梅崎 康二	国保年金課長 徳永 謙吾 税務課長 高森 信昭	事後	
平成30年5月31日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の状況を把握し、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及びレセプトの管理、療養費等の給付などの事業を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課・徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書に関する確認 ②証関係の発行 ③保険税の賦課決定や各種給付に係る所得区分判定に必要な情報の照会、確認 ④保険税賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の資格記録の管理 ⑥被保険者の給付実績の管理 ⑦督促状等の出力・発送 ⑧収滞納状況の照会 ⑨滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑩資格継続業務、高額該当回数の引継ぎ業務 	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理制度、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及び療養費等の保険給付事務を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課・徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申請や届出に関する事務 ②各種証発行に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④一部負担金の減免に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の賦課又は徴収に関する事務 ⑦特定健診等の保健事業に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 	事後	
平成30年5月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27、42、43、44、45の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、109、119の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20、25、26条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、25、33、41の2、43、44、46、49、55の2、59の3条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :27、42、43、44、45の項 (情報提供の根拠) :1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠) :第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p>	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	国保年金課長 徳永 謙吾 税務課長 高森 信昭	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II-1対象人数	平成29年5月26日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II-2取扱者数	平成29年5月26日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税(料)システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税(料)システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
令和1年6月17日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月17日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	-	新規記載	事後	様式の改正に伴うもの
令和2年3月6日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理事務、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及び療養費等の保険給付事務を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課、徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①申請や届出に関する事務 ②各種証発行に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④一部負担金の減免に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の賦課又は徴収に関する事務 ⑦特定健診等の保健事業に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理事務、保険証や限度額・減額認定証など関係証の交付及び療養費等の保険給付事務を行う。</p> <p>地方税法に基づき、被保険者の属する世帯に対して、所得、人數の状況に応じた保険料(税)の算出、賦課、徴収、納付状況の管理、納付指導等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①申請や届出に関する事務 ②各種証発行に関する事務 ③保険給付に関する事務 ④一部負担金の減免に関する事務 ⑤保険給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の賦課又は徴収に関する事務 ⑦特定健診等の保健事業に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p>	事前	
令和2年3月6日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税(料)システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税(料)システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月6日	I-2-特定個人情報ファイル名	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象情報連携ファイル(市町村連携用)	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、レセプト情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル、食事差額療養費支給情報ファイル、賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、口座情報ファイル、資格情報(個人・世帯)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象情報連携ファイル(市町村連携用)	事前	
令和2年3月6日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	<p><国民健康保険に関する事務> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	I-4-②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 第27、42、43、44、45の項(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) 第20、25、26の2、26条(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p>	<p><国民健康保険に関する事務> 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 第27、42、43、44、45の項(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) 第20、25、26の2、26条(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年5月31日	II-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-1対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務> 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 第27、42、43、44、45の項(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) 第20、25、26の2、26条(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険に関する事務> 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 第27、42、43、44、45の項(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) 第20、25、26の2、26条(情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第3項</p>	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-1③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険税(料)システム、口座管理システム、収納消込システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険(資格・賦課)システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	I - 3個人番号の利用	<p><国民健康保険に関する事務> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 第16項及び第30項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項(利用範囲) ・別表第一 第30項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p><国民健康保険に関する事務> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第24項及び第44項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>番号利用法第9条第1項(利用範囲)別表第44項</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p> <p>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	I - 4-②法令上の根拠	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) 第27、42、43、44、45の項 (情報提供の根拠)</p> <p>第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) 第20、25、25の2、26条 (情報提供の根拠)</p> <p>第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、24の2、25、31の2、33、41の2、43、44、46、49、53、55の2、59の3条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	<p><国民健康保険に関する事務></p> <p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表</p> <p>【情報照会の根拠】 :48、69、70、71の項</p> <p>【情報提供の根拠】 :2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II - 1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II - 2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	IV - 8人手を介在させる作業	-	<p>2) 十分である</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)のパスワード等による保護 	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV - 11最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>2) 十分である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記載された書類等が混入していないか、複数人による確認をしている。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	事前	様式の改正に伴うもの